

# 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会等における 議論の状況及び今後の予定について

厚生労働省子ども家庭局

- 子ども家庭福祉に関する直近の動きについて
- 社会的養育専門委員会の報告について
- 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会について
- 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会について

# 子ども家庭福祉に関する直近の動きについて

## 平成28年5月 児童福祉法等の一部改正（平成29年4月施行等）

### 【附則 検討規定】

○施行後5年（令和3年度内）を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 令和元年6月 児童福祉法等の一部改正（令和2年4月施行等）

### 【附則 検討規定】

- 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年（令和2年度内）を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年（令和3年度内）を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年（令和2年度内）を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

### ワーキンググループ・検討会の開催

- ・ 子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格等の在り方
- ・ 一時保護の手続等の在り方
- ・ 子どもの権利擁護の在り方

令和3年4月～ 社会的養育専門委員会（全15回開催）  
令和4年2月 報告書とりまとめ

令和4年通常国会 児童福祉法改正法案 提出予定

## 1. 市区町村における家庭・養育環境支援の強化

### (1) 把握・マネジメント機能の強化

- 市区町村における**身近な子育て支援（保育所等）による身近な把握・相談機能の整備**
- 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの**一体的相談機関の設置** ※子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を見直し。
- 母子保健における把握の取組を推進しつつ、支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するための**サポートプラン作成**

### (2) 支援の充実

- 支援の必要性の高まりを防ぐための**家庭・養育環境の支援の事業の創設** ※訪問による生活支援、学校や家に居場所のない子どもの居場所支援等
- 支援が必要な者に市区町村から支援を結びつけるため、家庭・養育環境の支援に関する**利用勧奨・措置の権限付与**

## 2. 児童相談所の支援機能等の強化

- 児童相談所の**支援強化** ※民間と協働して保護者支援（親子再統合）や里親支援（里親支援機関の児童福祉施設化）の確実な提供を可能に。
- 一時保護開始の判断に関する司法審査の導入**
- 一時保護所の人員配置等に関する基準の策定と**第三者評価の受審**

## 3. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上

- 児童相談所による措置等の際に、**子どもの意見・意向を意見聴取等の方法により把握**し、子どもの最善の利益を考慮しその措置等に勘案
- 都道府県による**意見・意向表明支援の体制整備と権利擁護機関**（児童福祉審議会等）の活用等による権利擁護の環境整備
- 社会的養育経験者の**自立支援の充実** ※施設等の入所等の年齢による一律の退所等の見直し、在宅にいる児童等への通い等の自立支援の拠点整備

## 4. 人材育成等

- 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上** ※子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称））を導入
- 児童へのわいせつ行為を行った保育士の**資格管理の厳格化**。ベビーシッターも、わいせつ行為等への行政処分を公表。

# 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会について

## 1. 設置の趣旨

昨今の保育行政は、待機児童の解消を目的として保育の受け皿整備を行うこと、子どもの健やかな育ちを支える観点から保育の質を確保・向上することを両輪として各種施策を講じてきた。

こうした中で、待機児童数は着実に減少を続けており、今後は地域の特性に応じた支援を進めていくため、令和2年12月21日に「新子育て安心プラン」を取りまとめたところである。

一方で、子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要となっている。また、我が国の今後の人口構造等の変化を見据えると、これが地域だけの問題でなく、全国的な課題になることも想定される。

このため、子ども家庭局長が学識経験者等に参集を求め、中長期的な視座に立って、今後の保育所や保育士等の在り方について検討することとする。

## 2. 主な検討事項

- (1) 地域における保育所等の役割に関する事
- (2) 今後の地域・社会情勢を踏まえた保育士等の在り方や確保方策に関する事
- (3) その他保育所や保育士等の在り方に関する事

## 3. 議論の状況及び今後の予定

令和3年5月26日に第1回検討会、同年6月28日に第2回検討会を開催。地域における保育所・保育士等の在り方について報告・議論を行った。

⇒主な論点として、①人口減少地域等における保育所の在り方、②保育所・保育士による地域の子育て支援、③多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援、④保育士の確保・資質向上の4つの論点を整理したところであり、今秋以降、各論点について具体的に検討し、年内にとりまとめる予定。

石井 章仁 大妻女子大学 准教授

◎倉石 哲也 武庫川女子大学 教授

古賀 松香 京都教育大学 教授

坂崎 隆浩 社会福祉法人清隆厚生会 こども園ひがしどおり 園長

坂本 純子 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 副理事長

高谷 俊英 社会福祉法人 正蓮寺静蔭学園 正蓮寺こども園 園長

田中 健 高知県教育委員会事務局幼保支援課 課長

遠山 芳雄 相模原市こども・若者未来局参事兼保育課 課長

開 仁志 金沢星稜大学 教授

星 義孝 湧別町健康子ども課 課長

堀 科 東京家政大学 准教授

森田 信司 社会福祉法人信光園 若江こども園 施設長

(オブザーバー)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

## 政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
- 今後の人口減少社会において、**良質な保育を提供し続けることが大きな課題**。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
- 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に**0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化**。

→ **保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提**としつつ、**個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担**の下で、**他の子育て支援機関等とも連携・協働**した上で、**多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備**を行う。

→ これを支える各保育所の体制について、**保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担**しながら、**他の関係機関と連携・協働**していくため、**各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し**、そのための**研修体系の構築**など、**総合的な取組を進めていく**。

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

## 具体的な取組内容

### ①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等

### ③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等

### ②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

### ④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討 等

# 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会について

R3.6.9児童部会  
提出資料

## 1. 設置の趣旨

平成26年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生した。このような事件が二度と繰り返されないようにするため、ベビーシッター等の子どもの預かりサービスに係る対策を検討するため、社会保障審議会児童部会に「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

## 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、5のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室が同局保育課の協力を得て処理する。

## 3. 主な検討事項

- (1) 届出制等の対象範囲の在り方
- (2) 認可外の居宅訪問型保育事業等に対する指導監督基準の在り方
- (3) マatchingサイトへの対応の在り方
- (4) 情報提供等の在り方
- (5) その他

## 4. その他

委員会は原則公開とする。

## 6. 開催経過

- マatchingサイトを介したベビーシッターによるわいせつ事案が令和2年4月と同年6月に発生したことを受け、ベビーシッターによるわいせつ事案等

## 5. 委員名簿

◎委員長 (令和3年2月時点。敬称略、五十音順)

	所属・役職
	千葉県こども未来局こども未来部 運営課長
尾木 まり	
多田博史	認・認可外保施 設当課長
普光院亜紀	
松田茂樹	中京栄現代社 栄 勲 授 (児童部会委員)
	明治学院 栄 着 教授
	NPO法人家庭 保 育 国 連 絡 協 議 会 理 事 長
	労働 子 育 咨 査 ナ リ ス ト、 NPO法人グ ー プ プロジェク 代 表 理 事

(オブザーバー)

(敬称略)

内閣府子ども 子育本 部

独立行政法人国民生 セ ン タ 相 談 情 報 翻 談 第 1 課



1. **経緯**：マッチングサイトを介したベビーシッターによるわいせつ事案が令和2年4月と同年6月に発生。  
また、当該マッチングサイトにおいて、ベビーシッターの届出を確認しないままにマッチングを行っていたとの報告が令和2年12月にあった。

## 2. 基本的な考え方

- (1) わいせつ事案等への対応：**未然防止、事案対応、再発防止**の視点
- (2) マッチングサイト運営者も、プラットフォームであるものの、**一定の責任を負うべき**との考え方で検討

## 3. 具体的な対応案

### (1) 未然防止

- ① 保護者による情報収集や事前面接実施など、利用するときの留意点の更なる周知
- ② 事業者の自主的な取組の推進（採用の際の宣誓書など）
- ③ **マッチングサイトガイドラインの見直し**
  - ・**登録時の面談、届出等の事前チェック、保護者への正確な情報提供**を追加
  - ・適合状況は厚労省HPで公表しているが、表示を分かりやすく改善。届出の事前確認などの重要項目が不適合の場合は、厚労省HPから一定期間抹消
  - ・国等の補助事業の対象については**事業の適正な執行の観点からマッチングサイトに改善を求める**べき
  - ・厚生労働省は、この**対応状況等も踏まえ、かつ、オンラインプラットフォームに関する法規制を巡る議論等を注視しながら、更なる対応も含め、必要な検討を進める**べき

### (2) 事案対応：**わいせつ事案等を起こしたベビーシッターに対しても事業停止命令等を発令**することを通知に明記

- ① 事業停止命令等の期間
  - ・現在の保育士の欠格事由を踏まえ、**刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年**と示す
- ② 事業停止命令等の地理的効力等
  - ・事業停止命令等を受けたベビーシッターが転居した場合も、転居先自治体が、当該ベビーシッターに対し事業停止命令等を発令することを検討する運用
  - ・ベビーシッターの**届出事項に過去の事業停止命令等の有無を追加（児童福祉法施行規則改正）**

### (3) 再発防止

- ① 事業停止命令等に関する情報の**自治体間での共有**：事案概要等の機微な情報も含め共有
- ② 事業停止命令等に関する情報の**一般への公開**：ベビーシッターの社会復帰への影響と、子どもの最善の利益・利用者の選択を考慮し、**氏名、自治体、処分の種類、処分の日時のみ公開**

## 4. 中長期的な検討課題

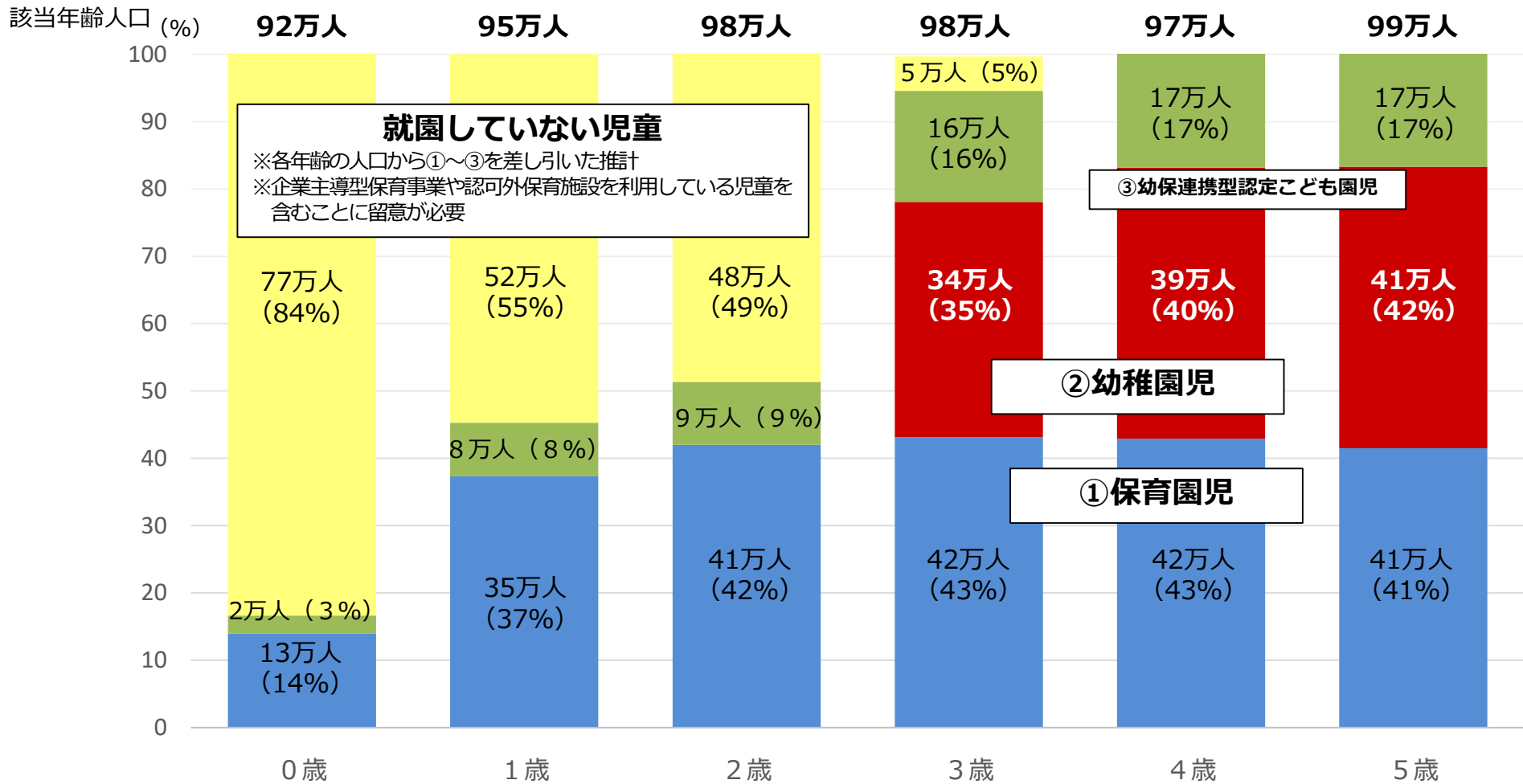
自らの犯罪歴を証明する制度の導入については、制度の対象となりうる職種が広範にわたり、また、受刑者の社会復帰との関係、犯歴情報の管理・証明実務等刑事司法分野における議論が必要不可欠

- 参考データ



# 保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合(令和元年度)

○ 未就園児（保育園や認定こども園、幼稚園に就園していない児童）の大半は0～2歳児となっている。



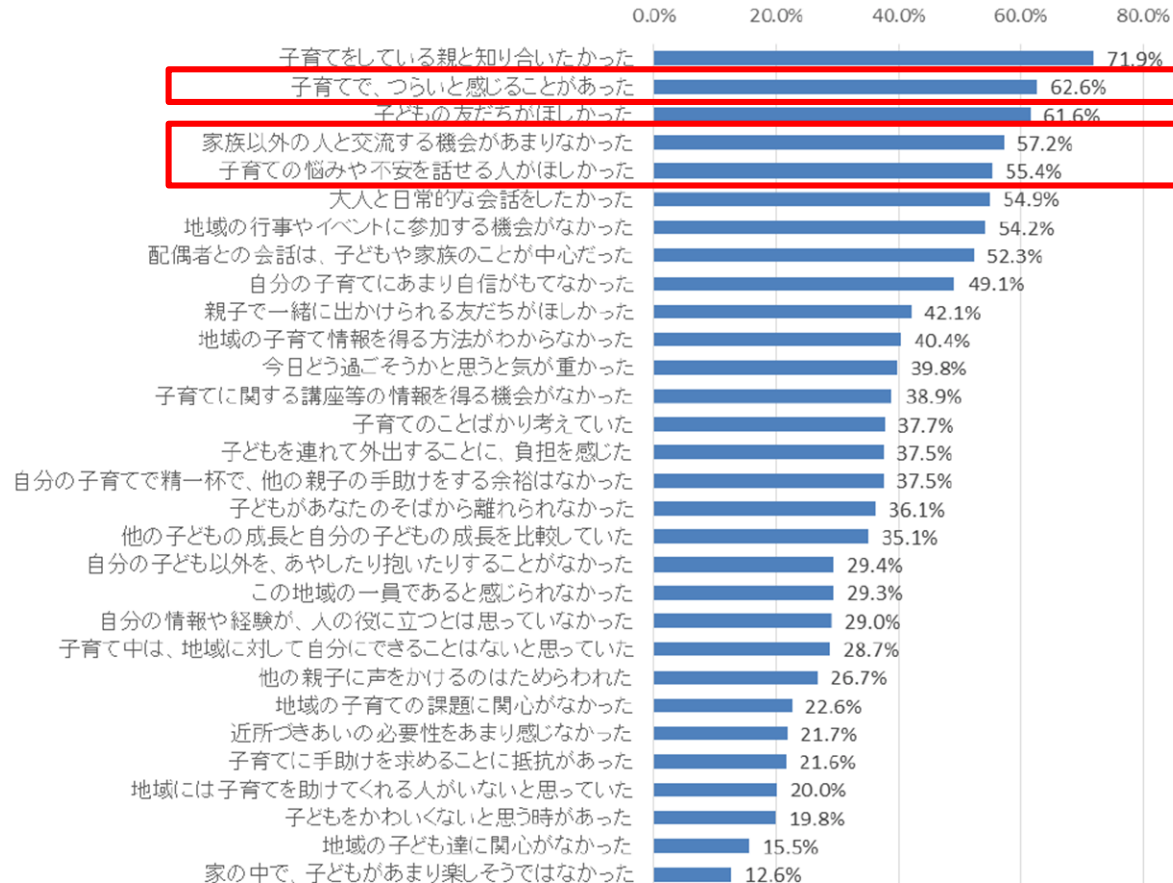
**就園していない児童**  
 ※各年齢の人口から①～③を差し引いた推計  
 ※企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(令和元年10月1日現在)より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。  
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」(平成31年4月1日現在)より。  
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」(確定値、令和元年5月1日現在)より。  
 ※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」(平成31年4月1日現在)より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成30年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。  
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。  
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

# 子育て家庭の置かれている子育ての状況

- **地域子育て支援拠点**を利用している母親に対し、**拠点を利用する前の自身の子育ての状況**をたずねたところ、「子育てで、つらいと感じることがあった」（62.6%）、「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」（57.2%）、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」（55.4%）、など、**子育ての不安や悩みを相談・共有するニーズ**がある。

拠点を利用する前の自身の子育ての状況



※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）

（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

# 都道府県・市区町村等における相談・支援機関

- **市区町村**には、家庭等への相談や支援を行う機関として、**子育て世代包括支援センター（母子保健）**と**子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）**がある。都道府県等には、**児童相談所**、**児童家庭支援センター**がある。
- 市区町村は全ての家庭・子どもへの支援に対応し、都道府県等はより専門的な知識等を要する家庭・子どもへの対応を行う。

## 市区町村

### 子育て世代包括支援センター 2,451箇所 (R3.4)

○ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とし、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う。

#### 【具体的な業務内容】

- ① 妊産婦等の支援に必要な**実情の把握**
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な**情報提供・助言・保健指導**
- ③ **支援プラン**の策定
- ④ 保健医療又は福祉の**関係機関との連絡調整**

①②対応者数 **3,045,543人**  
支援プラン対象者数 **627,796人**  
(R2.4)

### 子ども家庭総合支援拠点 716箇所 (R3.4)

○ コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

#### 【具体的な業務内容】

- ① 子ども家庭支援全般に係る業務（**実情の把握、情報の提供、相談等への対応**、総合調整）
- ② 要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、**支援計画の作成**等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③ **関係機関との連絡調整**
- ④ その他の必要な支援

相談対応件数（※拠点以外も含む）  
**439,734件**

## 都道府県等

### 児童相談所 225箇所 (R3.4)

○ 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。

#### 【具体的な業務内容】

- ① 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- ② **相談**（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定）
- ③ 一時保護
- ④ 措置（**在宅指導**、児童福祉施設入所措置、里親委託等）

相談対応件数  
**544,698件**

### 児童家庭支援センター 147箇所 (R2.11)

○ 児童に関する家庭その他から、専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ技術的助言その他必要な援助等を行う。

#### 【具体的な業務内容】

- ① 虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの**相談に応じ、必要な助言**を行う。
- ② 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての**指導**を行う。
- ③ 子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等**関係機関との連絡調整**を行う。

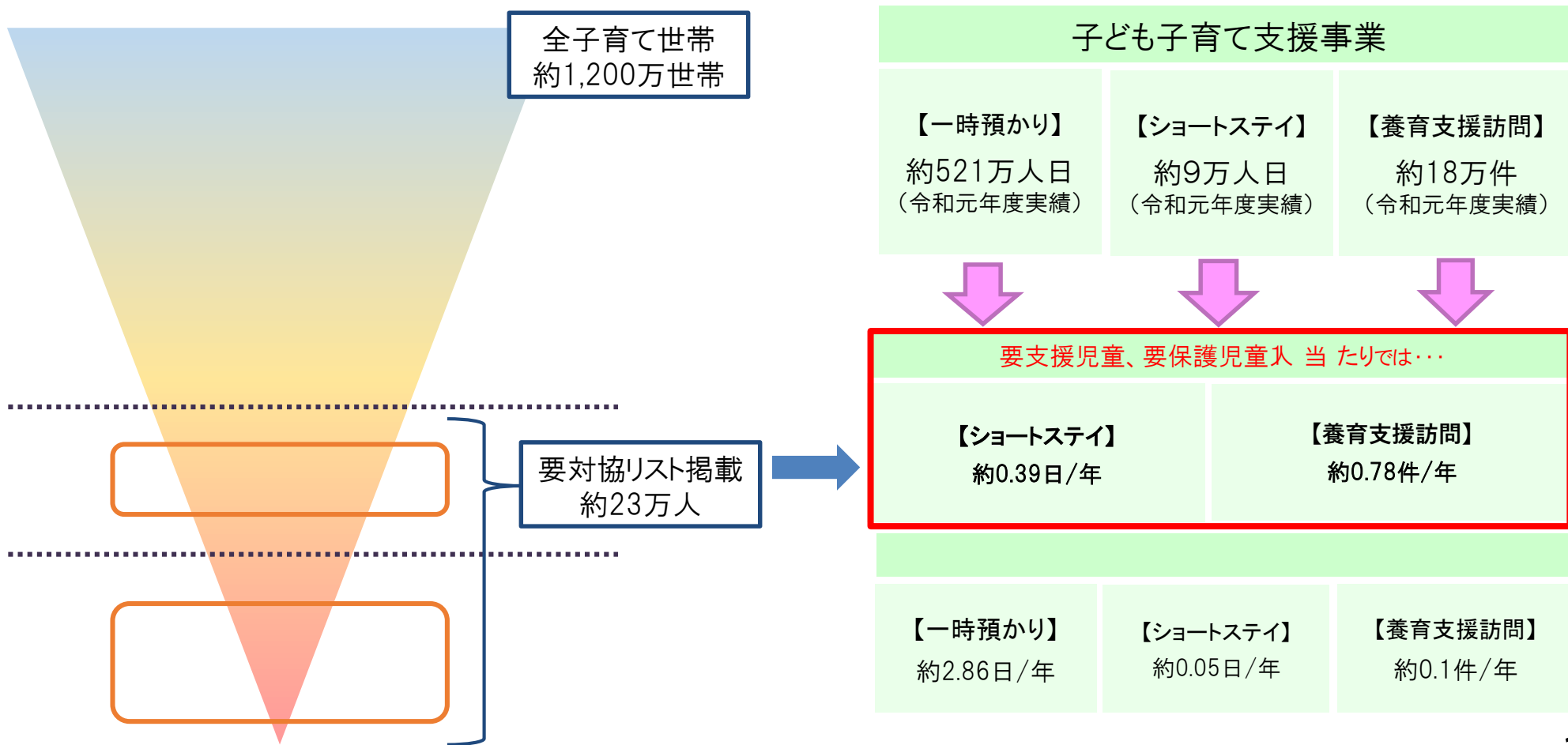
相談対応件数  
**251,709件**

# 子育て支援の利用状況

○ 支援の供給量としては、令和元年度実績を見ると、一時預かり事業については約521万人日、子育て短期支援事業のショートステイにあっては約9万人日、養育支援訪問事業は約18万件となっている。

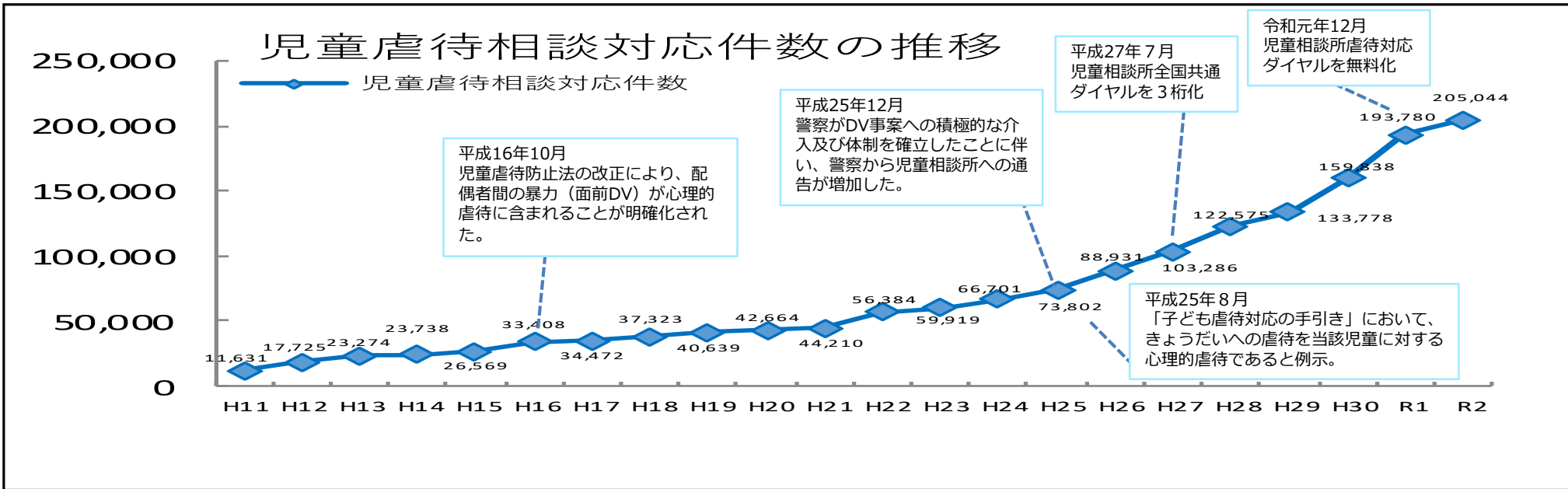
→ **要支援児童・要保護児童1人当たり**では、**ショートステイは約0.39日/年**、**養育支援訪問事業は約0.78件/年の利用にとどまっている。**

※ 未就園児（182万人）1人当たりでは、一時預かり事業は約2.86日/年、ショートステイは約0.05日/年、養育支援訪問は約0.1件/年



# 児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和2年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、205,044件。平成11年度に比べて約18倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（59.2%）、次いで身体的虐待の割合が多い（24.4%）。
- 相談経路は、警察等（51%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。



### ○ 虐待相談の内容別割合

虐待の種類	件数	割合
身体的虐待	50,035	24.4%
ネグレクト	31,430	15.3%
性的虐待	2,245	1.1%
心理的虐待	121,334 (+12,216)	59.2%
<b>合計</b>	<b>205,044</b>	<b>100.0%</b>

### ○ 虐待相談の相談経路

相談経路	件数
家族	14,093
親戚	2,672
近隣	27,641
福祉事務所	2,115
委員	8,265
保健所	210
医療機関	233
警察等	3,427
学校等	2,979
その他	103,625
<b>合計</b>	<b>14,676</b>
<b>その他</b>	<b>25,108</b>
<b>合計</b>	<b>205,044</b>

Point

児童虐待対応（子ども家庭総合支援拠点）と母子保健対応（子育て世代包括支援センター）を同課で一体的に取り組むことによる横断的対応・効果的な連携支援により妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の実現を目指す

①取組の概要

- 児童虐待対応、婦人相談などを含む子ども家庭相談や要保護児童対策地域協議会調整機関を担う子ども家庭相談課に母子保健業務を担当する母子保健担当室を設置。
- 平成28年4月 子育て世代包括支援センター「親子すこやかセンター」を母子保健担当室の3保健福祉センター内に設置し保健師、社会福祉士、助産師を配置。母子保健と支援拠点の「つなぎ役」を担う。母子保健分野で「予防・早期発見・対応」
- 平成29年4月 子ども家庭総合支援拠点を設置し、資格を有する職員を増員し配置。「早期対応・寄り添い支援」
- 児童虐待防止ネットワーク（要対協）の調整機関業務選任職員を1名配置し連携強化。

②取組の効果

- 支援拠点の担当地区割を3保健福祉センター、親子すこやかセンターの管轄と同一にすることで情報共有や同行訪問が円滑にできる。  
→機動力のある対応
- 指示命令系統が一本であり、児童福祉と母子保健分野それぞれが職務範囲を理解し隙間を埋めながら連携している。  
→妊娠期から子育て期の切れ目のない連携支援の実現

③取組実績

○関係機関との顔の見える関係づくり、連携強化により通告件数、親子すこやかセンターの支援件数が増加

(支援拠点)	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
H28年度	156	231	9	289	685
H29年度	151	196	8	266	621
H30年度	248	210	15	355	828
R元年度	301	247	25	397	970
R2年度	418	373	18	508	1,317

(親すこ)	支援妊婦数	支援乳幼児世帯数
H28年度	355	227
H29年度	518	396
H30年度	467	435
R元年度	452	534
R2年度	489	588

著しい人権侵害である児童虐待をなくすために『予防、早期発見、早期対応』  
～ 目指しているのは、切れ目のない連携支援 ～

**母子保健**  
『予防・早期発見・対応』

- ①妊婦の全数面接  
丁寧なかかわり。  
小さな問題も見逃さない
- ②産後の全戸訪問  
100%を目指し、産後の変化を見逃さない
- ③乳幼児健康診査  
3-4、6-7、9-10か月健診を実施
- ④特定妊婦支援  
乳児虐待を生まれる前から予防  
産後ケア、養育訪問事業による個別で  
直接指導・支援

H28年4月  
親子すこやかセンター設置  
(子育て世代包括支援センター)  
地区保健師と親子すこやかセンター  
職員(保健師、助産師、社会福祉士)  
とで機動力、メリハリのある支援の  
実現!

**子ども家庭総合支援拠点**  
『早期対応・寄り添い支援』

- ①H29年4月  
子ども家庭総合支援拠点設置  
支援体制の整備  
全員有資格者による支援  
支援体制・方法の見直し
- ②支援力の向上  
個別、直接、丁寧な親支援  
子ども自身の生きる力をはぐむ支援

→相談件数増、行動件数増

**児童虐待防止ネットワーク**  
(要保護児童対策地域協議会)  
『連携』

- ①会議体系の見直し  
連携、情報の共有をスムーズに
- ②顔の見える関係  
研修、普及啓発活動、  
医療機関ネットワーク
- ③関係機関を増やす
- ④連携調整機関の役割の確認

子ども家庭総合支援拠点、母子保健、要対協との関係図

